

2025
9月

協会けんぽ徳島だより



協会けんぽ 2024（令和6）年度決算（見込み）のお知らせ

2024年度の決算（見込み）の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加と被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止（2024年3月末廃止）等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※ 詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■ 2024年度決算（見込み） | 医療分（単位：億円）

収 入	保険料収入	106,490	(+3,492)
	国庫補助等	11,690	(▲1,184)
	その他	346	(+113)
	計	118,525	(+2,421)

支 出	保険給付費	72,552	(+1,040)
	拠出金等	36,195	(▲1,030)
	その他	3,193	(+487)
	計	111,939	(+497)

単年度収支差	6,586	(+1,923)
--------	-------	----------

※（ ）内は、対前年度比
※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.8%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への 拠出金等 32.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 0.9%

その他の支出 0.5%

支出

約11.2兆円

収入

約11.9兆円

保険料収入 89.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの補助金 9.9%

その他の収入 0.3%

Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

- A.** 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、
- ・現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
 - ・協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
 - ・団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

令和7年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

「確認の対象となる方」

以下のいずれかに該当する被扶養者



確認の対象となる方が前年度から大幅に変更されました。
今一度ご確認をお願いします。

- ① 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ② 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③ 令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方
(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

※ 上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

「送付時期」

令和7年10月中旬から10月下旬(予定)にかけて順次送付いたします。

「提出期限」

令和7年12月12日(金)

ご不明な点がございましたら、
協会けんぽ徳島支部までお問い合わせください。



セルフメディケーションに取り組んでみませんか？

セルフメディケーションとは、

「**自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること**」です。
毎日をいきいきと過ごすために、セルフメディケーションを実践して、健康管理力を高めていきましょう！

POINT

1

規則正しい生活を心がける



POINT

3

正確な知識を持つ

(分からないことは医師・薬剤師に相談)



POINT

2

健康と生活習慣をチェック



POINT

4

OTC医薬品を上手に使う



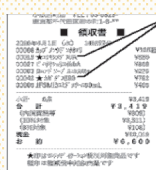
もう始まっています！新しいセルフメディケーション税制

健康診断などを受けている人が、一部の**OTC医薬品**を購入した際に
税金が戻ってくる(所得控除を受けられる)制度です。

税 控除 対象

OTC医薬品(市販薬)とは？

OTC医薬品は薬局やドラッグストアなどで、医師の処方箋なく購入できる要指導医薬品や一般医薬品のこと。いろいろな疾病や症状の改善に効果を発揮します。自分自身で健康管理を行い、軽い病気の症状緩和などに活用することができます！



レシートの品目に「★マーク」が印字されます。

厚生労働省のWebサイトに掲載されているOTC医薬品が対象となります。

このマークを見つけたら
節税のチャンス！

レシートは
捨てずに
保管しましょう！

詳細はこちら



全国健康保険協会 徳島支部
協会けんぽ

〒770-8541 徳島市八百屋町2丁目11 ニッセイ徳島ビル7F
☎088-602-0250(代表)

協会けんぽ 徳島



HPIはコチラ